

大阪市告示第1209号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年8月30日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 長居プール 水泳場（25メートルプール）	令和6年9月17日（火）	午前9時から 午後9時まで
	令和6年9月24日（火）	
大阪市立 長居プール 水泳場（屋外プール）	令和6年9月1日（日）から 同月5日（木）まで	午前9時から 午後5時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）